
市民からの四街道市議会議員に対する
告発内容に関する調査特別委員会
調 査 報 告 書

令和2年12月11日
四 街 道 市 議 会

目次

1	調査の趣旨	1
2	特別委員会の設置	1
	(1) 設置決議	1
	(2) 委員会の名称及び構成	1
3	調査事項	1
4	委員会の開催状況	2
	(1) 委員会の開催状況	2
	(2) 中間報告の状況	2
5	証人、参考人、執行機関の出頭等	3
	(1) 証人として出頭を求めた者、証言を求めた事項	3
	(2) 参考人又は執行機関として出頭を求めた者	3
6	記録提出請求	3
7	委員派遣等	3
8	調査の内容と結果	3
	(1) 市議会議員と暴力団その他の反社会勢力との関係	3
	(2) 市議会議員と市が提訴している事業者との関係	14
	(3) 市議会議員の次期ごみ処理施設等用地の汚染及び過剰残土埋立てへの関与	21
	(4) まとめ（総括）及び意見	25
9	証言拒否等	27
10	告発	27
11	調査経費	27
	(1) 調査経費	27
	(2) 決算見込額	27

1 調査の趣旨

令和2年2月23日の四街道市議会議員選挙により新たに市議会議員に選出された各市議会議員に対して、元指定暴力団住吉会の稲毛三代目を名乗る市民から3月3日消印の「告発書」、3月12日消印の「告発書に元づく証人直訴」、「四街道市暴力団排除条例の一部、及び吉岡残土超過の関連疑惑」と題した一連の告発文書（以下、「告発書等」という。）が送付された。

告発書等には、現職の四街道市議会議員と思われる人物が元指定暴力団住吉会の稲毛三代目襲名披露宴に出席したことを示す証拠写真とともに同議員が反社会勢力とされる右翼政治結社や他の暴力団と交際があったことが示されており、また、同議員が、現在、市が次期ごみ処理施設等用地における過剰な土砂の撤去等にかかる費用並びに次期ごみ処理施設等用地及びその周辺における土壌汚染調査等にかかる費用の支払いを求める裁判において争っている事業者と交際し、土砂搬入に直接関与している疑惑について記述されていた。

四街道市議会としては、告発書等による、いわゆる「市民からの四街道市議会議員に対する告発内容」について事実関係を明白にするため、3月30日、地方自治法第100条第1項及び同法第98条第1項の権限を付与した「市民からの四街道市議会議員に対する告発内容に関する調査を行うための特別委員会」設置決議を議決し、本委員会に調査を行わせることとしたものである。

2 特別委員会の設置

(1) 設置決議

発議案第2号 「市民からの四街道市議会議員に対する告発内容に関する調査を行うための特別委員会」を設置する決議（令和2年3月30日原案可決）

(2) 委員会の名称及び構成

名称：市民からの四街道市議会議員に対する告発内容に関する調査特別委員会

構成：定数6人

委員長 阿部 百合子

副委員長 関根 登志夫

委員 坂本 弘毅 栗原 直也 西塚 義尊 長谷川 清和

3 調査事項

本委員会の調査事項は「市民からの四街道市議会議員に対する告発内容について」であり、次の3点に分けて調査することとした。

- (1) 市議会議員と暴力団その他の反社会勢力との関係
- (2) 市議会議員と市が提訴している事業者との関係
- (3) 市議会議員の次期ごみ処理施設等用地の汚染及び過剰残土埋立てへの関与

4 委員会の開催状況

(1) 委員会の開催状況

回	日程	会議に付した事件	決定事項等
1	令和2年 5月12日	(1) 正・副委員長の互選	委員長：阿部百合子 副委員長：関根登志夫
2	6月18日	(1) 今年度の経費について (2) 今後の調査について (3) 次回の開催について	(1) 今年度経費を60万円以内とする。 (2) 告発書等の提出者である佐々木氏を証人喚問する。 (3) 7月8日午後1時30分から開催する。
3	7月8日	(1) 証人尋問について (2) 今後の調査について (3) 次回の開催について	(1) 告発書等の提出者である佐々木氏の証人尋問 (2) 証人尋問の速記録を確認し検討する。 (3) 7月27日午後1時30分から開催する。
4	7月27日	(1) 今後の調査について (2) 次回の開催について	(1) 7月8日の佐々木氏の証言により山本裕嗣議員を証人喚問する。 (2) 8月18日午後1時30分から開催する。
5	8月18日	(1) 証人尋問について (2) 今後の調査について (3) 次回の開催について	(1) 山本裕嗣議員の証人尋問 (2) 証人尋問の速記録を確認し検討する。 (3) 9月定例会日程を踏まえ調整する。
6	9月25日	(1) 実施した証人尋問の検証及び中間報告について (2) 次回の開催について	(1) 7月8日と8月18日の証言で得た事実の確認と証言不一致事項の確認。また、中間報告を9月定例会中に行うこと。 (2) 正副委員長で日程を調整する。
7	10月20日	(1) 今後の調査について (2) 次回の開催について	(1) 再度、山本裕嗣議員を証人喚問する。 (2) 10月30日午後1時30分から開催する。
8	10月30日	(1) 証人尋問について (2) 今後の調査について (3) 次回の開催について	(1) 山本裕嗣議員の証人尋問 (2) 証人尋問の速記録を確認し検討する。 (3) 12月定例会日程を踏まえ調整する。
9	12月4日	(1) 調査報告書(案)について (2) その他	(1) 調査報告書を案のとおりと決定した。 (2) 調査報告書の取扱いについて了承

(2) 中間報告の状況

① 令和2年9月29日中間報告

- ・9月までの調査経過並びに証人尋問で判明した事実及び証言の不一致事項

5 証人、参考人、執行機関の出頭等

(1) 証人として出頭を求めた者、証言を求めた事項

① 佐々木政治氏（7月8日出頭）

- ・ 現在、裁判で市が争っている事業内容と市議会議員の関係について

② 山本 裕嗣氏（8月18日出頭）

- ・ 反社会勢力とのつながり、市から提訴された業者とのつながり

③ 山本 裕嗣氏（10月30日出頭）

- ・ 反社会勢力とのつながり、市から提訴された業者とのつながり
- ・ 顧問料の金額等について

(2) 参考人又は執行機関として出頭を求めた者

なし

6 記録提出請求

なし

7 委員派遣等

なし

8 調査の内容と結果

以下、本委員会の調査において、現時点では直接の調査対象ではない第三者情報や、暴力団その他の反社会勢力と関係があると思われる情報を公開された場合に回復困難な損害を被る可能性がある個人等の情報は、個人情報保護等の観点から伏字としている（なお、アルファベットは、個人等のイニシャルを表すものではない。）。

(1) 市議会議員と暴力団その他の反社会勢力との関係

本委員会は、告発書等に添付された写真の事実関係並びに市議会議員の暴力団その他の反社会勢力との交際関係について、告発者である佐々木正治氏（以下、「佐々木氏」という。）及び告発された山本裕嗣議員（以下、「山本氏」という。）を証人として喚問し、尋問した結果、次のような証言を得た。

①-1 指定暴力団住吉会の稲毛三代目襲名披露宴の写真について

告発書等に添付されていた指定暴力団住吉会の稲毛三代目襲名披露宴の写真に四街道市議会議員である山本氏が写っていたことの実関係（撮影日、場所、参加者、市議会議員を招待した理由等）について尋問した。二人の証人の証言は、概ね、次のとおりである。

a 佐々木氏証言

- ・「間違いないと思います。」（撮影された日付は平成 12 年 10 月 19 日で間違いないか問われた件について）
- ・「酒々井のAという店です…酒々井ではない。臼井か。」（撮影場所の件について）
- ・「当時の、今でいう反社会の人たちと、あと水商売とか、あるいはいろんな事業をやっている人たちと、そういう人たちも出席してくれていました。」（襲名披露宴に集まった人物の件について）
- ・「付き合いです。」（山本氏を招待した理由の件について）

b 山本氏証言

■ 8月18日証人尋問

- ・「日時は覚えていませんけれども、出席したことは間違いありません。」（写真が撮影された日付の件について）
- ・「記憶はないですね。昔、料亭があって、今は建て売りになったところだったかな。佐倉だったと思います。」（写真が撮影された場所の件について）
- ・「そこに招待されたのは、その人ではなく、一緒に行った人、名前は申し訳ないですけど、AさんとBさんと招待で、2人に誘われて行ったということです。本人から誘われたということではないです。」（招待された経緯の件について）
- ・「そうです。」（大谷総合都市計画事務所（以下、「大谷総合」という。）や建設機構の2人に誘われて出席した件について）
- ・「間違いありませんよ。」（山本氏が、大谷総合の大谷裕一氏（以下、「大谷氏」という。）、建設機構の島田晃氏（以下、「島田氏」という。）、NのO氏と、佐々木氏の稲毛三代目の襲名披露宴に招かれた平成 12 年以降も長く交際が続いていた件について）
- ・「そのときは私は知りませんでした。行く途中でそういうのだよということはさっと聞きましたけれども。そういうことです。」（佐々木氏の襲名披露宴と分かった上で参加したのか問われたの件について）
- ・「20年も前の話ですから、反社会的ってそこまで騒がれていたか、騒がれていなかったような気がしますね。」（「普通、議員という立場で、反社会のことでかなりやっぱり騒いでいる時期だと思うのですね。そのときにやっぱり組長の襲名披露って聞いただけで、本来は参加するべきではなかったと思うのですけれども、そのことに対してどう思うのか、お聞きしたいのですけれども。」と問われた件について）

■ 10月30日証人尋問

- ・「招待状は私のところには来ておりません。」
- ・「持っていきっておりません、私は。」（「その宴席の場というのは、ああいう方は派手にやるから、相当な金額の料理が出ると思うのです。それに対して祝儀を持っていかないというのはあり得ないのですけれども、もう一度確認します。」と問われた件について）
- ・「だからお祝いも何も持っていきたくないけれども、それはいいよということだったので、私は何もしておりません。」（「どう考えても、一般論とかけ離れていると私思います。ほかの傍聴人の方もそうだと思います。議員さんもそうだと思うのです。」と確認された件について）
- ・「多分大谷さんだと思います。」（襲名披露宴にて、共に出席した3名分の祝儀は誰が支払ったかと問われた件について）
- ・「私も払う予定でいましたけれども、いいですよ、いいよいいよということで、その仲間内の感覚で収まっております。」（大谷氏に対し、祝儀のうち自身の負担分を支払ったか問われた件について）
- ・「私は、バッジもつけていませんし、市議会議員としても呼ばれていないですから、行ったときに忘年会とか、そういう集まりかなという感じで行っただけです。ただ、その佐々木さんという方の集まりだということは聞いていません。」（襲名披露宴には市議会議員という立場で出席したのか問われた件について）
- ・「私はもらっておりません。」（「普通、一般論ですけれども、お祝いの席というのは必ず招待状出して席順って決まるのです。まして、その反社会の世界というのはもっと厳しいのではないかと思います。順番が格順からついてくると思うのです。だから、山本議員さんの席も真ん中の上席あるわけではないですか。だから、私としては山本さんの答弁は、一般論から見ると信じがたいのですけれども、もう一度聞きます。招待状はもらいませんでしたか。」と問われた件について）

c 小括

告発書等に添付されていた指定暴力団住吉会の稲毛三代目襲名披露宴の写真に關して、山本氏がこの襲名披露宴に出席した件については、二人の証言は概ね一致し、事実であると判断する。

なお、山本氏が出席した経緯については証言に差異があり、佐々木氏が「付き合い」で山本氏を招待したと述べる一方で、山本氏は佐々木氏本人に招待されたわけではなく、大谷氏と島田氏に誘われて参加したものであって、さらには、会場へ向かう途中にこれから参加するものが佐々木氏の襲名披露宴であることを把握したものであると述べている。また、祝儀に関しては、大谷氏が支払ったものであって、山本氏は、大谷氏に対して自身の負担分を支払うつもりであったが、結局は支払わなかったとのことである。

山本氏が襲名披露宴に参加するにあたって、佐々木氏から招待を受けていたか否かについては、確かな証拠もないため判断しかねる。ただ、このような暴力団の襲名披露宴に、本人からの招待を受けていない山本氏が参加することができるものであったのかという点には疑念が残る。

一般論として、お祝いの席や披露宴を開催する場合、日時や会場の決定、発起人の依頼、案内状の発送や出席者の確認、席次の決定や祝辞の依頼、引出物や礼状及び当日の段取りなど様々な準備がなされるものである。特に、招待客を誰にするか、席次はどうするか等の決定は、招待客の地位や立場、招待客の相関関係や序列など主催者本人との関わりも含め様々な配慮を重ねて取り決めていくものと思われる。

また、いわゆる「襲名」とは、親や師匠等の名前を子や弟子がその名前を戴く家や組織と一緒に継承することとされ、襲名式典は本人のみならず、その家や組織の画期となす重要な式典と理解されている。

それゆえ、佐々木氏が、指定暴力団住吉会の稲毛三代目組長の跡目相続を反社会勢力関係者その他の関係者に披露する「襲名披露宴」に、山本氏を「付き合い」ある関係者として招待し、山本氏が出席したこと自体を、お互いの「付き合い」の証しであるとして写真を提出したのであることは一般論として理解し易い。

一方、山本氏が証言するところの「襲名披露宴」出席に際して、主催者からの招待状もなく、ご祝儀も持たないまま出席して「忘年会とか、そういう集まりかなという感じで行っただけ」という認識は、10月30日の証人尋問で出席委員が言うところの「どう考えても、一般論とかけ離れている」ものであり「一般論から見ると信じがたい」ものであると疑念を持たざるを得ないのである。

いずれにせよ、暴力団の襲名披露宴と知った後も誘いを断ることなく、実際に出席したという事実からは、市民の負託を受けた市議会議員としての立場について自覚が足りなかったのではないかと思わざるを得ない。

①-2 中国大連市内の北朝鮮料理店の写真について

告発書等に添付された中国大連市内の北朝鮮料理店の写真に四街道市議会議員である山本氏が写っていたことの実態関係（撮影日、場所、参加者、旅行の経緯等）について尋問した。二人の証人の証言は、概ね、次のとおりである。

a 佐々木氏証言

- ・「それは、ちょっと時間、日にち的にはちょっとうる覚えなのですが、多分七、八年から10年ぐらい前だと思います。」「中国大連の北朝鮮料理店ですかね。」（写真が撮影された日付及び場所の件について）
- ・「そこへ食事しにと、そこの踊りとか、そういうものを見せるところなので、食事をしながらね。それを見物して記念写真を撮ったということです。」（その場で写真を撮影した経緯の件について）

b 山本氏証言

■ 8月18日証人尋問

- ・「間違いありません。」（この写真が、平成22年6月7日、中国大連市内の北朝鮮料理店にて、総勢4名で撮影されたものに間違いはないか問われた件について）
- ・「大連と一緒に遊びに行っただけです。ゴルフです。」（この写真に佐々木氏が写っている件について）
- ・「私、大連のほうに会社がありまして、私の会社ではありませんけれども、役員

になっている会社がありますので、年に4回か5回は行くのですよ。この中の1回に佐々木さんと島田さんと、もう一人、中台の彼を呼んでゴルフをやったことは間違いありません。そのときに北朝鮮のレストランに行ったことも間違いありません。」（旅行の目的の件について）

- ・「島田さんですね。島田さんが、私が向こうに行っているのであれば、大連へ行ってみんなでゴルフやろうよということで、大連来るのであればゴルフやって、あれを取りましようということで行っただけ。」（旅行計画の立案者の件について）

■ 10月30日証人尋問

- ・「建設機構の島田さんです。私が大連に行くので、みんな遊びに来ないかという話をしたと、そのとき私が2週間ほど滞在する。それで、仕事はちょっと合間あって、出張だ何だかんだあったので、その合間がちょっと5日ほど空いたので、その期間に来たらどうかなということでお話ししました。」（この旅行は誰の計画であったか問われた件について）

c 小括

告発書等に添付されていた中国大連市内の北朝鮮料理店での写真に関して、平成22年6月7日に、山本氏と佐々木氏を含む4名で、中国大連市でゴルフを行い、食事等をする交際があった件については、二人の証言は概ね一致し、事実であると判断する。

山本氏の証言によると、自身が役員を務める会社がある都合上、年に数回中国の大連市へ行く予定があり、そのタイミングに合わせて佐々木氏や島田氏らと当地でゴルフなどを行ったとのことである。山本氏、佐々木氏、島田氏の3名は、親しい関係であったことが確認された。

また、計画は島田氏が立案したものとのことであるが、島田氏の提案を受けて、自身が仕事の空く期間に来てはどうかと応じるなど、山本氏自らも前向きに旅行計画の検討に加わっていた様子が見える。

② 山本氏と暴力団その他の反社会勢力との交際について

山本氏と指定暴力団住吉会の稲毛三代目との交際やその他の反社会勢力との交際について、二人が知り合った経緯、交際が続いた期間、交際内容等を尋問した。二人の証人の証言は、概ね、次のとおりである。

a 佐々木氏証言

【山本氏との関係】

- ・「多分（中略）11年の忘年会か何かで紹介されたはずですよ。」、「当時事業家のある社長が山本を連れて、要するに反社会の忘年会に出て、それで紹介されました。」（山本氏と知り合ったきっかけの件について）
- ・「建設機構、島田が国税調査より査察されて、28年10月……違うな、現れるだな、29年2月24日かな、の10日ぐらい前から連絡取れなくなったのだから、多分2月10日頃だと思います。その辺は、時間的なことは分かりません。日にち的なことは。」（山本氏との交際がいつまで続いたか問われた件について）

- ・「それはありました。信頼と言うほどでもないけれども、一般の受け取り方で、やってやった、やってもらったという関係はあります。」（山本氏とは、互いに信頼関係があり、助け合うようなことがあったか問われた件について）
- ・「私たちの若い衆の放免祝、忘年会宴席にも金一封持参し、出席」、「全部、元反社と呼ばれる私の稲毛一家という反社の忘年会であり、若い者の刑務所帰りの出所祝というのですけれども、その出所祝で来てくれたということです。」（山本氏の反社会勢力の忘年会への出席の件について）
- ・「何年というところちょっと分からない。数知れないもの、ゴルフは。」、「コンペではやったことないけれども、プライベートでは何度かやっています。」（共にゴルフを行った期間等を問われた件について）
- ・「山本議員が何度か来て、栗山の、俺中国に、大連に行くのだけれども（中略）次の日も来てその話になったから、これは大連に行くのに小遣いくれということだなと私なりに判断しまして、10万円を封筒に包んで、お土産を買ってきてくれと。どんなお土産でもいいと。おつりは要らぬよというふうに手渡しました。それが金一封と言えば金一封だけれども」（佐々木氏が山本氏の別件の大連旅行に際してせんべつを渡したか問われた件について）

【山本氏と佐々木氏以外の反社会勢力との関係】

- ・「山本議員は（中略）八千代市内の反社会組織との交流、B不動産Cと山本議員が、親分、助けてくださいと八千代市内の反社に駆け込み、トラブルを解消」、「持っていました。（中略）俺を紹介してくれた反社の八千代市のG五代目の忘年会で、私そのナンバーツーだったのです。そのときに紹介されたのですけれども」、「その反社の会長をやっているのです、今は。Rという人なのですけれども。それとのつながりですね、山本議員は。それで街宣を依頼して、（中略）これはこうだとかとって話をするでもなく、街宣を依頼したのですよ。そして、その街宣をして、俺も来て、見ていたから。この市役所のところまで来て、市長に抗議文を渡したのだ。そこまでやらせているのだ。」（山本氏が佐々木氏のほかにも暴力団の組員や右翼の人物とつながりを持っていたか問われた件について）

b 山本氏証言

【佐々木氏との関係】

■ 8月18日証人尋問

- ・「20年も前の話ですから、反社会的ってそこまで騒がれていたか、騒がれていなかったような気がしますね。」（「普通、議員という立場で、反社会のことでかなりやっぱり騒いでいる時期だと思うのですね。そのときにやっぱり組長の襲名披露って聞いただけで、本来は参加するべきではなかったと思うのですけれども、そのことに対してどう思うのか、お聞きしたいのですけれども。」と問われた件について）
- ・「理由といえば、私はやくざということで付き合いなかったですから、とても人間的にいい人ですから、だからそういうことで付き合いただけです。」（付き合いの理由を聞かれて）

- ・「そこは間違いないでしょう。私は記憶がないけれども、そういうことであるのであれば。」（佐々木氏が山本氏と知り合った時期に関して、平成11年の反社の忘年会か何かで紹介されたと言っている件について）
- ・「ここ三、四年は途絶えていますけれども、それまでは続いていたと思います。」（佐々木氏との交際が続いた期間の件について）
- ・「いつからいつまでと言われても分かりませんが、佐々木さんがそう言っているのであれば、そうじゃないでしょうか。」（佐々木氏との交際が平成12年から平成29年まで続いたと告発されている件について）
- ・「物事を頼んだり頼まれたりという、そういう関係では、そういうことはなかったと思います。あったとしても、私の記憶にはちょっとないです。」（佐々木氏とは互いに頼みごとをし合うような関係であったか問われた件について）
- ・「間違いないです。」（佐々木氏が反社会勢力であると知って交際していたか問われた件について）

■ 10月30日証人尋問

- ・「ゴルフもやったことは事実です。ただ、チップをやったかどうかということについては、私は記憶ないのですけれども、普通チップをやることは間違いないです。ゴルフの賭けるをやったかといったら、ゴルフの賭けはやっておりません。」（佐々木氏とのゴルフの件について）
- ・「佐々木さんからもらっていませんけれども、息子さんからもらったことは確かです。」「せんべつをもらったことは確かです。息子さんから」（佐々木氏から別件の大連旅行に際してせんべつをもらったか問われた件について）
- ・「認識しろといえれば認識しますけれども、私としてもこれといって私がどう責任をとればいいのかというのは分かりませんので。」（「そもそも何のために国の暴力団対策法ができたのでしょうか。（中略）使う人がいるから、そういう組織も存在し続けるのです。それへの決別宣言をしたのが国の暴対法であり、四街道市の暴力団排除条例です。（中略）山本証人のやったことは、そういった組織を温存させることです。その自覚と責任を強く認識していただきたいと思います。いかがお考えでしょうか。」と問われた件について）

【佐々木氏以外の反社会勢力との関係】

■ 8月18日証人尋問

- ・「ありましたよ。」（佐々木氏のほかにも暴力団組員や右翼などの反社会勢力と交際や関係があったか問われた件について）
- ・「間違いないです。」（佐々木氏の証言の中で八千代市の反社会勢力五代目と関係があったと告発されている件について）
- ・「私が依頼したことはありません。ただ、その会合の中に1人は物すごくたけた方です。ただ、そのときに私は、先生どう思うと言われたけれども、やるなどとも言えないし、やれとも言えないし、答えはできなかったことは事実です。」（右翼政治結社に街宣抗議活動を依頼したと告発された件について）
- ・「Lとは私が、彼がLをつくる前からの関係です。同じ土木業界にいたとき。」（街宣抗議活動をした右翼政治結社との関係の件について）

c 小括

山本氏と暴力団その他の反社会勢力との交際についてのうち、山本氏と佐々木氏が知り合った経緯や期間その他の交際について、二人が平成11年の佐々木氏以外の反社会勢力の忘年会で紹介されたことから始まり、平成29年2月10日頃まで続いていたという二人の証言は、概ね一致しており、事実であると判断する。

しかしながら、これら交際関係についての二人の認識には違いが見受けられた。

佐々木氏は二人の関係を「一般の受け取り方で、やってやった、やってもらったという関係」と証言し、お互いに助け合う関係であったという認識であるのに対し、一方の山本氏は「物事を頼んだり頼まれたりという、そういう関係、そういうことはなかった」と証言し、交際関係は認めつつも、相互扶助関係ではなかったという認識を示している。

山本氏と佐々木氏以外の反社会勢力との交際について、八千代市の反社会勢力との交際関係や右翼政治結社との関係について、二人の証言は、概ね一致しており、それぞれと山本氏が交際関係にあったことは事実と判断する。

しかしながら、佐々木氏が証言した、山本氏の右翼政治結社への四街道市役所に対する街宣抗議活動依頼について、山本氏は「そのときに私は、先生どう思うと言われたけれども、やるとも言えないし、やれとも言えないし、答えは出来なかった」と証言し、右翼政治結社が四街道市役所へ街宣抗議活動をするかどうかを検討した場面において、助言等を求められたことを自ら認めつつも、自らの依頼そのものについては、「依頼したことはありません」と否定した。

二人の証言から明らかになった山本氏が暴力団その他の反社会勢力と交際した期間の平成11年から平成29年という時期は、暴力団による民事介入暴力等が社会問題となり、日本社会全体で、いかにして暴力団等反社会勢力の危害から一般市民を守っていくかという対策が検討・推進された時期である。

例えば、国は、いわゆる「暴力団対策法（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律）」を平成3年5月に制定し、さらに、同法を平成5年、9年、16年、20年及び24年と5回にわたり大改正を行い、一般市民への暴力団員による民事介入や不当な行為を予防し、かつ、被害者を救済することができるよう根拠法として整備強化を図っている。

また、国は、平成19年6月に、反社会勢力による企業被害を防止するため、いわゆる「企業指針（犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ『企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針』）」を提示している。

この企業指針を受け、民間企業団体では、例えば、銀行業界は平成19年に一般社団法人全国銀行協会が「反社会的勢力介入排除に向けた取組み強化について」を発表し、証券業界では平成20年5月までに証券警察連絡協議会を全都道府県に設置した。不動産業界は平成19年12月に不動産業における犯罪収益移転防止及び反社会的勢力による被害防止のための連絡協議会を設立し、中小企業4団体（日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、全国商店街振興組合連合会）は平成23年に暴力団排除を全国に通知している。

地方公共団体においても、千葉県を含む全都道府県において平成 23 年 10 月までに暴力団排除条例が施行されており、本市においては、山本氏が議長であった平成 24 年 3 月定例会において四街道市暴力団排除条例を議決し、同年 4 月 1 日から施行したところである。

当該四街道市暴力団排除条例も他の暴力団対策推進の施策と同様に、社会全体として暴力団を排除する認識の下、市の責務、市民の責務、事業者の責務、市の事務等からの暴力団の排除、少年の健全育成を図る措置、利益供与の禁止、祭礼からの排除等について定め、暴力団排除の推進を基本理念とするものである。

これら日本社会全体で暴力団排除を推進していた時期に、山本氏が市議会議員という重責を担う立場でありながら、「反社会的ってそこまで騒がれていたか、騒がれていなかったような気がしますね」という認識の下、佐々木氏という暴力団その他の反社会勢力と「私はやくざということで付き合いがないですから、とても人間的にいい人ですから、だからそういうことで付き合いだった」という理由で、平成 29 年まで親密に交際していた事実を鑑みると、山本氏に暴力団員による民事介入暴力や暴力団員の不当な行為による一般市民の被害や被害者の救済に対して思いを巡らせ、市民の平穏な生活及び事業活動の健全な発展のために国や社会全体が暴力団排除に向けた運動をしていることを理解し、暴力団対策法や暴力団排除条例の基本理念を遵守する認識があったのかどうか疑念を抱かざるを得ない。

10 月 30 日の証人尋問において、委員長から「山本証人がやったことは、そういった組織を温存させることです。その自覚と責任を強く認識していただきたいと思います。いかがお考えでしょうか」と問われた際に、「認識しろといえば認識しますが、私としてもこれといって私がどう責任をとればいいのかというのは分かりませんので」と証言した山本氏からは、市議会議員自らが暴力団排除の理念を遵守せず、暴力団組織を温存させる行為をしたことに対して、反省や自責の念を持ち、市議会議員として説明責任を果たそうとする意思を見受けることはできず、暴力団排除を推進する当事者である地方公共団体の市議会議員であることの自覚を感じ得ることは難しいと言わざるを得ない。

③ 佐々木氏のもとで行われた賭けマージャンについて

山本氏が佐々木氏のもとで賭けマージャンをした件について、賭けマージャンの事実確認や賭けマージャンをしていた場合の賭け金の状況などを尋問した。二人の証人の証言は、概ね、次のとおりである。

a 佐々木氏証言

- ・「その賭けマージャンは、大体週に、やっているときは 4 回ぐらいやっていたんですけど、その 4 回の中に、1 週間に一、二度来たこともあるし、来ないときもあるし、来たときは先ほど言ったとおり、本人が金が持っていないと、建設機構島田が立て替えて払ったりしていることは事実です。」
- ・「これは、大体最低限度 10 万から 15 万持っていないとできません。私で大体 1 か月に 100 万ぐらい負けるときもありますからね。」

b 山本氏証言

■ 8月18日証人尋問

- ・「はい、そのとおりです。」（賭けマージャンをしていた件について）
- ・「俗に皆さんがやっている、普通の人やっている1,000点100円というやつです。」（賭けマージャンの賭け金・レートについて）
- ・「しょっちゅう佐々木さんとやっていたということではないですから、メンバーはいつも入れ替わっていましたから、それはやっていたと言われればまずかったなと思いますけれども、今となっては脇が甘かったなというのはしょうがないですね。」（暴力団員と賭けマージャンをしていた件について）

■ 10月30日証人尋問

- ・「建設機構の事務所というか、マージャン部屋がありましたので、そこでやっておりました。」（賭けマージャンを行っていた場所の件について）
- ・「点棒のほかに横というのがありまして、それが1,000円ということで、ハコになる5,000円になるということです。」（賭けマージャンの賭け金・レートについて）
- ・「2万円持っていて、2万円負けてしまった。また、2万円負けてしまった。だから、4万円負けたことになるのです。だから、2万円借りたと、だから2万円返しました、後で。」（賭けマージャンにおいて島田氏が山本氏の負け金を立て替えた件について）

c 小括

山本氏が佐々木氏のもとで賭けマージャンをした件について、二人の証言は概ね一致しており、反社会勢力である佐々木氏のもとで山本氏が賭けマージャンをしたことや、山本氏の負け金を建設機構の島田氏が立て替えたことは事実であると判断する。

佐々木氏の証言を踏まえると、稲毛一家が建設機構内の部屋を利用して行っていたこの賭けマージャンについては、刑法第186条（常習賭博及び賭博場開張等図利）に抵触するおそれがあったのではないかと疑われる。山本氏は、その賭けマージャンに参加していたことを認めているが、この山本氏の行為自体も同法第185条（賭博）に抵触するものである。なお、レートについては「1,000点100円」であったとの証言があるが、判例上、賭博罪は金額の大小に関わらず成立するとされている。

むろん、二人が賭けマージャンをしていた時期は、既に、公訴時効とされる3年より前の時期であると思われるが、山本氏が市議会議員でありながら、暴力団その他の反社会勢力と賭博罪に抵触する行為や公序良俗に反すると思われる行為を行った事実までが無くなるものではない。

まして、その賭けマージャンをしていた時期が、日本社会全体が暴力団排除に向けた運動をしている時期であったことを鑑みると、山本氏から暴力団排除を推進する当事者である地方公共団体の市議会議員であることの自覚を感じ得ることは難しいと言わざるを得ない。

④ 山本氏が佐々木氏に依頼し、佐々木氏配下の暴力団組員と一緒に市内事業所の建設反対運動を行った件について

山本氏の依頼や指示によって、佐々木氏が、第三者や市民、企業等に嫌がらせなどの行為をしたことの実態関係を確認した。具体的には、山本氏が佐々木氏に依頼し佐々木氏配下の暴力団組員と一緒に市内事業所建設反対運動を行ったとされる件について尋問した。二人の証人の証言は、概ね、次のとおりである。

a 佐々木氏証言

- ・「あそこのことで建設反対にうちの若い衆を貸してくれということで、ああいよいよということで、また何かこれ企んでいるなどは思ったけれども、そんなことこっちの知ったことでもないし、まあいいよと。使うなら使つてと、若い衆に聞いたら、赤い字で、本人も言っていたのだけれども、赤い字で反対と書いて、松の木に結えてと言ったと。」（山本氏の依頼又は指示による企業への嫌がらせの件について）
- ・「そのとおりです。」（佐々木氏配下の組員が「実行」したのか問われた件について）

b 山本氏証言

■ 8月18日証人尋問

- ・「間違いないですよ」、「私が頼んであれを貼りました。一緒に貼りました、建設反対って。」（建設反対に関して佐々木氏を利用した件について）
- ・「暴力団の組員だと思って使っていませんから。ただ、一緒に貼ってくれと言って頼んで貼ったわけですから。」、「結果的に組員だったということでしょう。」（佐々木氏配下の暴力団組員を利用した件について）

■ 10月30日証人尋問

- ・「人工出しをやっているNさんという方をお願いして、佐々木さんのところに人間を出してもらったということです。」（建設に反対するための貼り紙を貼るよう、佐々木氏に依頼したことは認めているが、暴力団の力や組織を利用したことはないと言っている件について）
- ・「知っていました。しかし、私から頼んだことはありませんし、そこから後は…」（「証人は当初から組員が貼ることを承知して依頼したのではないかと思います。（中略）そもそも暴力団に関連する組長等に話が行く。恐らく人工出しのNさんは佐々木氏と近い関係にあるのだろうと、そのことについては山本さんにご存じなかったのですか。」と確認された件について）

c 小括

山本氏が、佐々木氏に依頼し佐々木氏配下の暴力団組員と一緒に市内事業所建設反対運動を行ったとされる件について、二人の証言は、概ね一致しており、事実であると判断する。

なお、山本氏は、8月18日の証人尋問では「佐々木さんのところを利用して反対運動を行ったことが書かれているのですけれども、事実でしょうか」という尋問に対し「間違いないですよ」と証言し、また「私が頼んで」「ただ、一緒に貼ってくれと言って頼んで貼ったわけですから」と佐々木氏証言を肯定していたが、10月30日の証人尋問では、自分が頼んだ相手は佐々木氏と近い関係にある人工出しであると、佐々木氏へ依頼した経緯についての証言に一部修正を加えている。

(2) 市議会議員と市が提訴している事業者との関係

本委員会は、山本氏が、現在、市が次期ごみ処理施設等用地における過剰な土砂の撤去等の費用等を求める裁判において争っている事業者と長年に渡り交際し、市の事業に関与し事業者等と癒着している疑惑について、告発者である佐々木氏及び告発された山本氏に尋問した結果、次のような証言を得た。

① (有)大谷総合都市計画事務所の大谷裕一氏と山本氏の関係について

山本氏と、市が提訴している事業者のうちの一社である大谷総合及び同社の大谷氏との関係について尋問した。二人の証人の証言は、概ね、次のとおりである。

a 佐々木氏証言

- ・「山本議員が頻繁に出入りして、あそこでいろんな利権が発生しますよね、仕事の。利権というのは、私たちはそのことを。そういうことです。」（山本氏が大谷総合に出入りしている件について）
- ・「しかしながら悪の巣窟だよ、本当に。だって、利権を食うのに、この絵を描くのに、笑顔を描くばかりが絵ではないのだから。ここへこうやって持って行くのも絵だから。その絵の描き方が、ここの中心人物だから、これ。だから、県庁天下り、そういうあんなちっちゃい、大谷総合事務所あたりが何で県庁の天下りとか、そういう公の場の天下りが多いの。そうでしょう。」（同）
- ・「その大谷総合って、先ほど言った悪の巣窟と言っているけれども、私が言ったけれども、そのとおり、そういう利権絡みのものとか、例えば市に14万だかの訴訟*をよこしたですね。そういう打合せとか何か、みんなそういうことやっているの。」（同。*大谷総合が事務局をしていた四街道市鹿渡南部土地区画整理組合が市に対して14億円の損害賠償を求め提起した訴訟のことと思われる。）
- ・「南鹿渡土地区画整理事業当時から大谷総合事務所に頻繁に出入り」（同）
- ・「だからといって皆さんのために俺は体賭けたって、脅かして山本議員が吐くまでやれと言うならやるけれども、それで俺が無罪になるならいいけれども、そんなことならないでしょう。悪だよ、あいつは。」（同）
- ・「建設機構島田が失踪後に、山本議員が下野商事の土地を行政に買取りするように仕向けることの協力を大谷総合に持ちかけた事実がある。」（同）
- ・「私刑事ではないから最後まで調べられないのだけれども、脅かしになるからね、逆に。これは、仲介に立ったO氏から聞いた話で、1万立米、それで100万のお礼くれるはずなのが50万円しかもらわなかったということで、今度は大谷に聞いたわけです、私が。大谷に、事実はどうなのだと。そうしたら、1万立米ではな

く 5,000 立米しか入っていないのだと。5,000 立米しか入れていないから、500 万だから 50 万だよという話なのです。」(残土前渡し金 1,000 万のうち 100 万円を仲介した方が受け取り、残り 900 万円を山本氏と大谷総合で分けたと告発している件について)

- ・「建設機構島田が逃走後、その件について山本と話し合いました。要するに大谷総合が何で残土を入れているのと。したら、いや I だよと、I のつながりで、さつき坂本議員にちょっと説明したけれども、借用書、建設機構が 3,000 万だかの借用書、保証人の問題、あれで大谷が I に仲介に入って、その件で入れているという話だったけれども、大丈夫かねとか、あれ以上入ったらおかしくなるのではないのとか、いやあれはかさ上げ、1メートル 50 から 2メートルぐらい市に持ち込んで、許認可取るから大丈夫だよという話まで、そういう点まで山本と話をしていたのだ。それと、普通例えば 1,000 円するものを、例えばの話だからね、これ値段は。1,000 円するものを 500 円で、立米 500 円で入れている。立米 1,000 円普通するものを 500 円。何でそんな値段で入れているのだという話までしていますよ、山本と。」(吉岡地区の次期ごみ処理施設等用地の残土埋立てとの関わりについて)

b 山本氏証言

■ 8月18日証人尋問

- ・「間違いありません。」、「意図というのは何もないですよ。ただ、頻繁に出入りするって、毎日出入りしているわけではないし、1か月に1回か2回行っているあれでどう取られるかというのは、用事があれば行きますし、用事がなければ行かないし、かといって何か頼まれて市に物事を言ったとか、そういうことも何もないし、私はちょっと何で行ったのかと言われても、ちょっとよく分かりません。遊びに行ったといえれば遊びに行ったで終わりではないですか。ただ行ってくっちゃべっていたといえればくっちゃべっていたで終わりです。ただ、世間話していたという程度です。」(大谷総合へ頻繁に出入りしていた件について)
- ・「大谷総合とは昔からの付き合いです。それと、泰斗建設は、大谷総合を通じての付き合いです。」(大谷総合との付き合いの経緯の件について)
- ・「大谷さんと2人のときにはほかの話、仕事の話はありますよ。」、「区画整理の話だとか、それとか土地の売り買いの話だとか、そういった話です。」「南部鹿渡の話ではないですよ。南部鹿渡の土地区画整理の話ではないですよ。物井の区画整理の小さいやつをやった、そんなやつだとか、千葉市のちょっとしたやつとかの、これは別にこういう物件があるのだけれどもねとか。」(大谷総合で話していた内容の件について)
- ・「あったけれども、断りました。」(鹿渡南部特定土地区画整理事業に関して、大谷総合の大谷氏から協力を求められた件について)
- ・「そんなことあり得ないと思いますよ。私と大谷さんでお金を分けるなんて、そんなことは、もらったこともないし、私はお金もらったこともないし渡したこともないし、貸している人はいますけれども。」(残土前渡し金 1,000 万のうち 100

万円を仲介した方が受け取り、残り 900 万円を山本氏と大谷総合で分けたと告発している件について)

- ・「大谷さんが入れたことは間違いないです。入れないほうがいいよと私は言ったけれども、どこが入れたのか分かりませんが、入れたことは間違いないです。」「それは F さんと大谷さんで話し合っただけで大きく入れたものですから、私は一切、積んだらまずいよということは言ったことは間違いないです。道路よりも 50 センチぐらいかな、最初は 80 センチぐらい盛ると言ったのです。あれ 1 メーター以上になってしまったから、「ちょっと問題だよ、大谷さん。」ということも言ったことはありますよ。」(佐々木氏が、残土の小山を造ったのは大谷総合であり、それを知り尽くしているのは山本議員だと告発している件について)
- ・「間違いありませんよ。」(山本氏が、大谷総合の大谷氏、建設機構の島田氏、N の O 氏と、佐々木氏の稲毛三代目の襲名披露宴に招かれた平成 12 年以降も長く交際が続いていた件について)

■ 10月30日証人尋問

- ・「その残土の埋立てに出入りしていると言いますが、私南部鹿渡ですか、あそこの区画整理が破綻状況になった何年前ですか、あれ 4 年前ですか 5 年前だったですか、4 年前だった…… 4 年ぐらい前ですか。それ以来あそこに私の友人もいますので、立場上大谷さんの事務所にはそれ以来出入りはしていません。ただ、連絡はあります。連絡は私が 1 回しました。その連絡は、彼が脳梗塞で倒れたということだったので、お見舞いの電話をしました。当然私がこの 3 月入院していましたので、その私を見舞いする電話もかかってきました。連絡を取ったのはこの 2 回だけです、4 年間の間に。」(大谷総合への出入りの件について)
- ・「それは理解してください。大谷さんここへ呼んだらって、大谷さんにちゃんと証言してもらって……大谷総合の社長にきちっと証言してもらったほうがよろしいと思います、私はありませんので。」(大谷総合では世間話だけで、残土の搬入に対しては一切話をしていないということで理解してよいかと問われた件について)
- ・「大谷さんとは 4 年ほどもう話していませんから、千葉の業者さんから聞いたことです。」(残土搬入の流れを細かく把握している理由の件について)
- ・「間違いありません。」(次期ごみ処理施設等用地での残土搬入について、山本議員がそれを知り尽くしているとの告発について、「大谷さんが入れたのは間違いない。また、入れないほうがいいと私は言った。さらには、それは Q さんと大谷さんで話し合っただけで入れたものです。積んだらまずいよということは言った」との前の証言の確認に対して)
- ・「大谷さんのところで入れたということでは、契約書に市との大谷事務所との契約書があるから、当然大谷さんのところで入れたということになるのではないですか。その後の誰が入れたか、建設機構が入れたのか B が入れたのか、D が入れたのか分かりませんが、それは最初の扉は大谷総合設計事務所ですか、そこですので、そこが入れたのでしょうかという話のあれで、一般的にはそういう話ではないですか。」「確かにそのとおりだと、島田さんがいなくなった後、大谷総合でその後、窓口は大谷総合ですから、大谷さんが窓口である限り、それは

どこが入れようが建設機構が入れようが、それは私が把握するところでもないし、あくまでも大谷総合で入れていますという話でしょう。」「だから、入れているということは私は見えていますから、入れているということは分かっています。」「どのようにして確定したかとは、それは大谷さんに聞いたからです。」（大谷総合が残土搬入を行ったと断言した件について）

- ・「佐々木さんの集まりに行ったのは、その襲名披露の後2回か3回、忘年会ですか、それに大谷さんと一緒に参加したことがあります。そのときにはお金は払っておりません。大谷さんが払ったと思います。会費だったと思います。」（佐々木氏の祝い事等にご祝儀を持参した件について）

c 小括

山本氏が大谷総合と長年の付き合いがあり、事務所へ頻繁に出入りしていた件について、二人の証言は、概ね一致しており、事実であると判断する。

なお、山本氏は、「大谷総合都市計画事務所」という場所では「世間話」をしている程度と証言しつつも、大谷氏自身とは区画整理や、土地売買の話をしていたことを認めている。さらにいえば、大谷氏から鹿渡南部特定土地区画整理事業への協力を断ったにせよ求められたことや、大谷総合による次期ごみ処理施設等用地における残土搬入を大谷氏より聞いていることなど、大谷氏との間で具体的な市の事業に関する会話をしていたことが証言からうかがえる（むろん、山本氏の証言には残土搬入の流れを細かく把握している理由について、「千葉の業者さんから聞いたことです。」や、「一般的にはそういう話ではないですか。」といった証言も散見されている。）。

現職の市議会議員が、区画整理や埋め立てなどの事業を請け負った業者である「大谷総合都市計画事務所」に出入りし、かつ、一緒に反社会勢力の忘年会等に出席する仲であることを鑑みると、佐々木氏が「あそこでいろんな利権が発生しますよね」、「悪の巣窟だよ」などと、山本氏と大谷総合の関係に「癒着」などの疑惑の念を抱くことも理解できるところである。

② (有)建設機構の島田晃氏と山本氏の関係について

山本氏と、市が提訴している事業者のうちの一社である建設機構及び同社の島田氏との関係について尋問した。二人の証人の証言は、概ね、次のとおりである。

a 佐々木氏証言

- ・「私たちと賭けマージャン、しかも負けて金がないと、建設機構島田が立替え払いしたときも多々あった。」「その賭けマージャンは、大体週に、やっているときは4回ぐらいやっていたんですけど、その4回の中に、1週間に一、二度来たこともあるし、来ないときもあるし、来たときは先ほど言ったとおり、本人が金が持っていないと、建設機構島田が立て替えて払ったりしていることは事実です。」
- ・「私は確実ですね。もちろん当人ですから。あと山本と、あと建設機構、あとは一般人の人だから」（中国大連市への旅行写真の件について）

- ・「建設機構とは、山本の選挙事務所を継承し、建設機構に使わせた」
- ・「山本議員ではないのだよ。建設機構のお得意さんなのだよ。しかも J は、建設機構が借用するのに、金を借りたり、資金を借りたりする担保まで入っているのだ。それを島田が失踪後に山本が知り合って、横からぱっと人の米びつに手を入れて、いいことに、それでやったのだろうよ、みんな。そいつらと付き合っただけで顧問したり。」（山本議員と建設機構の得意先である残土搬入業者 I、J との関係について）
- ・「建設機構の債務とか、再建、建て直しとか、そういうものが現れる、現れなくてもやらない、そういうものが仕事があるわけだ。そのために山本も心配してしょっちゅう来て、しょっちゅうその中で吉岡のごみ処理場の問題、そういうことも建設機構の後始末とかいろんな問題、そういう問題のことを心配しながら力になって話聞いてくれたり、ではこういうのはどうなのだというような話までしたのだから。」
- ・「要するに山本は、島田が帰ってくるのも事前に知っていたし、島田とも連絡が取れていたのです。それで、島田には、俺が生かすの殺すのって言っていたと。もちろん言いましたよ。自分の息子が食われているの、5,600 万も。親だったら誰だって言うでしょう。その立場で、そんなことはしないよ。しないけれども、そういう言葉を言っているから帰ってはだめだよと言いながら、自分で利権を、さっき坂本議員が質問したことに結びつくのです。その間に I とか J とか、そういうものに自分が、俺の言葉で言えば米びつに手を突っ込んだだね。人のお得意さんだから、米びつになるでしょうというの、食いぶち。それを我々は米びつに手を突っ込むと言うのだけれども、そういうことをしたのが山本です。そのために、知っていながら俺に、来る 10 日前から、どういうふうに思ったのか、本当に俺とか建設機構思うのだったら、事前にこうやって帰ってくるよ、だけれども、この場はこうだからこうだよという答えが来るのが本当でしょう。それが違うのだ。ぷつんと連絡取れない。」
- ・「建設機構の島田が犠牲者だ。要するにあいつがやった現場の後片づけを俺と 2 人でやって、県庁に呼ばれて、始末書まであいつ書いているのだ（中略）だから、その点について、山本がそんなうそまで言ってそうやってやっているということは（中略）何でそのために来ているのか。栗山をまたやるつもりでいるから来ているのです」

b 山本氏証言

■ 8 月 18 日証人尋問

- ・「建設機構は、私が議員になる前からの付き合いです。個人的に、建設機構がある前の話ですけれども、彼と。」（建設機構の島田氏との付き合いの件について）
- ・「そうです。」（襲名披露宴に大谷総合や建設機構と共に出席した件について）
- ・「C も D もよく知っています。よく知っているというわけではないけれども、知っていることは間違いありません。」（建設機構の得意先 C と D との面識の件について）

- ・「建設機構の島田さんから頼まれて。」（栗山地区の汚染残土埋立てにおいて、グラウンドゴルフ場にするとの理由で、証人の関係者が埋立ての許認可申請をした件について）
- ・「島田さんですね。島田さんが、私が向こうに行っているのであれば、大連へ行ってみんなでゴルフやろうよということで、大連来るのであればゴルフやって、あれを取りましようということで行っただけ。」（中国大連旅行の計画立案の件について）

■ 10月30日証人尋問

- ・「私に依頼したのですけれども、私ではちょっと立場が悪いのではないかという話になったので、Pに名義を貸してくれないかということで、ああ、いいですよという形です。」、「島田さん、埋立てそれまでちゃんとやっていたから、その前の継続しているところはありますけれども、その前は私の名前で貸しましたから、私の名前を使いましたから、それできちっと管理料取って、その次をやっていますから（中略）その時点ではちゃんとやっておったと思っています。」（栗山地区の汚染残土埋立てにおいて、グラウンドゴルフ場にするとの理由で、山本氏の関係者が埋立ての許認可申請をした件について）
- ・「島田さんに聞いていただかないと、私では返答ができません。」（栗山地区の汚染残土埋立てにおいて、山本氏の影響力を利用したいと島田氏が考えたのではないかと問われた件について）
- ・「私がマージャンをやるときには、ほかの人のメンバーのときにはどのくらいの金額だったか分かりませんが、私のときには島田さんが気を使って 1,000点 100円です。」（賭けマージャンの賭け金・レートの件について）
- ・「そのときのメンバーを選んだのは島田さんであって、私がどうこうということはありません。後で来て、佐々木さんも一緒だったということです。佐々木さんも来たらどうですかということは、私はそのとき話したかも分かりませんが、記憶にありませんけれども、メンバーについては島田さんがしました。」（中国大連旅行の計画立案の件について）
- ・「2万円持っていて、2万円負けてしまった。また、2万円負けてしまった。だから、4万円負けたことになるのです。だから、2万円借りたと、だから2万円返しました、後で。」（賭けマージャンにおいて島田氏が山本氏の負け金を立て替えた件について）

c 小括

山本氏が建設機構と長年の付き合いがあった件について、二人の証言は、概ね一致しており、事実であると判断する。

なお、現職の市議会議員である山本氏が建設機構の島田氏から栗山地区におけるグラウンドゴルフ場の埋立て許可申請に係る協力依頼を受け関係者の名義を貸した件、建設機構の得意先の顧問となっている件、賭けマージャンの負け金を立て替えさせた件、選挙事務所を継承させ使わせた件などについて、二人の証言を鑑みると、佐々木氏が山本氏と建設機構の島田氏の関係に「癒着」があるのではないかと疑念を抱くことも十分理解できるところである。

③ 下野商事(株)及び(株)泰斗建設と山本氏の関係について

山本氏と、市が提訴している事業者である下野商事(株)及び(株)泰斗建設との関係について尋問した。二人の証人の証言は、概ね、次のとおりである。

a 佐々木氏証言

- ・「建設機構島田が失踪後に、山本議員が下野商事の土地を行政に買取りするように仕向けることの協力を大谷総合に持ちかけた事実がある。」
- ・「疑惑はいっぱいあるわね。疑惑って、追及するためにあるのだからね。ただ、中身は知っていたです、全部。一から十まで知っているはずですよ。知っていなければ、あそこの下野商事か、あそこの土地の買い取りの、行政に買取りさせる話なんか出てこないでしょう。」（吉岡残土埋立てに関して山本氏が利益を得ていたか問われた件について）
- ・「泰斗建設は私の息子が経営する会社であるが、何ゆえに、何かと誤解されることも多々あるかと思いますが、大谷総合、建設機構とは土木事業をなりわいにしている泰斗建設ゆえ、数ある取引先の中の2社であることは間違いない事実である。」
- ・「建設機構が借用するのに、金を借りたり、資金を借りたりする担保まで入っているのだ。それを島田が失踪後に山本が知り合って、横からぱっと人の米びつに手を入れて、いいことに、それでやったのだろうよ、みんな。そいつらと付き合いあって顧問したり。それと、今ここに見て知っているとおおり、Iから連帯の借用書かな、何かあったでしょう。泰斗建設もなっている。」

b 山本氏証言

■ 8月18日証人尋問

- ・「下野商事との関係はほとんどないですよ。ただ、知り合いだというだけです。（中略）泰斗建設は、大谷総合を通じての付き合いです。」（業者との関係の件について）
- ・「電話したのは、泰斗建設の土砂運搬のことでちょっと心配だったから電話した。息子さんにも電話したし、佐々木さんにも電話した。その件だと思いますよ。ただ、佐々木さんが一方的な電話を切られている。」

■ 10月30日証人尋問

- ・「私は、Uの社長とは面識がなかったのですけれども、市内の友人でUの社長と知り合いがいましたので、紹介していただいて、Sの社長と私と2人で行ったことは事実です。」「会長に対して売ってくれとか、単価が幾らだとか、紹介したことは確かですけれども、それから先はSさんと下野商事さんのお話なので、そのそのそれ以上の話には入っておりません。」（下野商事の土地買取交渉の件について）
- ・「あそこを売れないのですかと聞いたけれども、今の状況では売れませんということだったです。」（山本氏が役員を務める中国の会社が下野商事に対して土地の売買を持ちかけた件について）

c 小括

山本氏と下野商事及び泰斗建設の関係について、二人の証言から得たもののうち特筆すべき点は次のとおり。

- ① 下野商事について
 - ・山本氏は、市内業者及び自らが役員を務める中国の会社と下野商事との土地買取交渉に関与したこと
- ② 泰斗建設について
 - ・佐々木氏の息子が社長を務める泰斗建設は、取引先である建設機構が、山本氏が顧問を務める会社又は関連企業からの借入に関し「連帯」の責任を負っていること（佐々木氏証言から）

(3) 市議会議員の次期ごみ処理施設等用地の汚染及び過剰残土埋立てへの関与

本委員会は、山本氏が、市の次期ごみ処理施設等用地への汚染及び過剰な残土埋立てに関与しているとの疑惑について、告発者である佐々木氏及び告発された山本氏に尋問した。二人の証人の証言は、概ね、次のとおりである。

a 佐々木氏証言

- ・「それは、では山本議員が知っていても、本人が知らないと言うのは当たり前でしょう。それだけのことです。だから刑事事件だと俺が言っているのです。分からない、言っている意味。」、「建設機構の債務とか、再建、建て直しとか、そういうものが現れる、現れなくてもやらない、そういうものが仕事があるわけだ。そのために山本も心配してしょっちゅう来て、しょっちゅうその中で吉岡のごみ処理場の問題、そういうことも建設機構の後始末とかいろんな問題、そういう問題のことを心配しながら力になって話聞いてくれたり、ではこういうのはどうなのだというような話までしたのだから。」、「しかしながら悪の巣窟だよ、本当に。だって、利権を貪るのに、この絵を描くのに、笑顔を描くばかりが絵ではないのだ。ここへこうやって持っていくのも絵だから。その絵の描き方が、この中心人物だから、これ。だから、県庁天下り、そういうあんなちっちゃい、大谷総合事務所あたりが何で県庁の天下りとか、そういう公の場の天下りが多いの。そうでしょう。」、「そこの大谷総合って、先ほど言った悪の巣窟と言っているけれども、私が言ったけれども、そのとおり、そういう利権絡みのものとか、例えば市に14万だかの訴訟^{*}をよこしたですね。そういう打合せとか何か、みんなそういうことやっているのだ。」（※大谷総合が事務局をしていた四街道市鹿渡南部土地区画整理組合が市に対して14億円の損害賠償を求め提起した訴訟のことと思われる。）、「だからといって皆さんのために俺は体賭けたって、脅かして山本議員が吐くまでやれと言うならやるけれども、それで俺が無罪になるならいいけれども、そんなことならないでしょう。悪だよ、あいつは。」、「建設機構島田が失踪後に、山本議員が下野商事の土地を行政に買取りするように仕向けることの協力を大谷総合に持ちかけた事実がある。」（次期ごみ処理施設等用地の問題に関して山本議員が事の流れを把握しているか問われた件について）

- ・「私、刑事ではないから最後まで調べられないのだけれども、脅かしになるからね、逆に。これは、仲介に立った〇氏から聞いた話で、1万立米、それで100万のお礼くれるはずなのが50万円しかもらわなかったということで、今度は大谷に聞いたわけです、私が。大谷に、事実はどうなのだと。そうしたら、1万立米ではなく5,000立米しか入っていないのだと。5,000立米しか入れていないから、500万だから50万だよという話なのです。」（残土前渡し金1,000万のうち100万円を仲介した方が受け取り、残り900万円を山本氏と大谷総合で分けたと告発している件について）
- ・「建設機構島田が逃走後、その件について山本と話し合いました。要するに大谷総合が何で残土を入れているのと。したら、いやIだよと、Iのつながりで、さっき坂本議員にちょっと説明したけれども、借用書、建設機構が3,000万だかの借用書、保証人の問題、あれで大谷がIに仲介に入って、その件で入れているという話だったけれども、大丈夫かねとか、あれ以上入ったらおかしくなるのではないのとか、いやあれはかさ上げ、1メートル50から2メートルぐらい市に持ち込んで、許認可取るから大丈夫だよという話まで、そういう点まで山本と話をしていたのだ。それと、普通例えば1,000円するものを、例えばの話だからね、これ値段は、1,000円するものを500円で、立米500円で入れている。立米1,000円普通するものを500円。何でそんな値段で入れているのだいという話までしていますよ、山本と。」（吉岡地区の次期ごみ処理施設等用地の残土埋立てとの関わりの件について）
- ・「建設機構が借用するのに、金を借りたり、資金を借りたりする担保まで入っているのだ。それを島田が失踪後に山本が知り合って、横からぱっと人の米びつに手を入れて、いいことに、それでやったのだろうよ、みんな。そいつらと付き合いあって顧問したり。それと、今ここに見て知っているとおりに、Iから連帯の借用書かな、何かあったでしょう。泰斗建設もなっている。」（島田氏失踪後の件について）

b 山本氏証言

■ 8月18日証人尋問

- ・「どう説明していいのかな。分かっているとえば分かっているけれども、ただ私がその当事者にいたわけではないから、臆測になるかも分からないから、これは控えさせていただきたいですね。」（次期ごみ処理施設等用地の残土の問題について事の流れを把握している人物と告発されている件について）
- ・「そんなことあり得ないと思いますよ。私と大谷さんでお金を分けるなんて、そんなことは、もらったこともないし、私はお金もらったこともないし渡したこともないし、貸している人はいますけれども。」（残土前渡し金1,000万のうち100万円を仲介した方が受け取り、残り900万円を山本氏と大谷総合で分けたと告発している件について）
- ・「ありません。」（次期ごみ処理施設等用地での残土の搬入や土壌汚染への関与の件について）

- ・「大谷さんが入れたことは間違いないです。入れないほうがいいよと私は言ったけれども、どこが入れたのか分かりませんが、入れたことは間違いないです。」「それはFさんと大谷さんと話し合っただけで大きく入れたものから、私は一切、積んだらまらずいよということは言ったことは間違いないです。道路よりも50センチぐらいかな、最初は80センチぐらい盛ると言ったのです。あれ1メートル以上になってしまったから、「ちょっと問題だよ、大谷さん。」ということは言ったことはありますよ。」（佐々木氏が、残土の小山を造ったのは大谷総合であり、それを知り尽くしているのは山本議員だと告発している件について）
- ・「いつからというのは、2年ほど前からですよ。」（山本氏が残土搬入業者の顧問を務める時期の件について）
- ・「頼まれて何度か、残土、私がやっているのは、残土は私は四街道だけではないですから、ほかもやっていますから。市原もやっていますから、八街もやっていますから、四街道だけのことでなくて、ほかのところの件に関してもいろんな、ここ入れたり、ここ入れなさいということで助言をしていましたから。だから、もう、これは顧問やってくれという話で、そういうことです。」（山本氏が残土搬入業者の顧問を務めるに至った経緯の件について）
- ・「受け取っていますよ。」（山本氏の残土搬入業者から受け取る顧問料の件について）

■ 10月30日証人尋問

- ・「大谷さんとは4年ほどもう話していませんから、千葉の業者さんから聞いたことです。」（残土搬入の流れを細かく把握している理由の件について）
- ・「大谷さんにも話しましたし、市の人にも話しました。」（前回の証言のうち「あれ1メートル以上になってしまったから、ちょっと問題だよ」との発言は誰に対するものであったか問われた件について）
- ・「当時市の職員だった、今はもう退職されていますので、そのときのトップの方にお話ししました。」（前回の証言のうち「積んだらまらずいよ」との発言は誰に対するものであったか問われた件について）
- ・「知っていましたけれども、市役所にも言いました。盛り過ぎではないかということは市役所の担当者にも話しました。」（吉岡残土問題のことを知っていたにもかかわらず市役所に報告をしなかった件について）
- ・「動いていないから、あのような状態になったのではないですか。それと、鉄塔の下、送電線の下も盛ってあったから、ここもおかしいのではないかという話も、盛土をしてあったから、そこもおかしいのではないかという指摘もしましたけれども、今現在もそのままの状況ではないかと思えます。」「もう退職しておりますので。」（市役所への報告後の件について）
- ・「それは私は関係ありません。」（建設機構の島田氏の失踪後、建設機構の取引業者である2社に取り入り、最初は大谷総合と山本氏でタッグを組み、次期ごみ処理施設等用地へ埋立てをしたと告発されている件について）
- ・「立米をお願いしたとか、そういうことはあります。何立米入れさせてくれないかということは、当然お金は払ってです。お金のことは、私は決められないのですから、あくまでも立米数のことをこれだけこのところから入れてほしいという

のですけれども、入れてほしいのだけれどもということ。」「私、Dの顧問をやっておりますので。」（大谷総合と山本氏がタッグを組み、次期ごみ処理施設等用地へ埋立てをしたことに関して、F氏に立米単価を指示した件について）

- ・「2年前です。」（山本氏が残土搬入業者の顧問を務める時期の件について）
- ・「まず、いきさつというのは、これはDさんのほうの事情もありますから、あまり会社の中のことは言えませんけれども、残土の捨て場がなかったのです、当時。その捨て場を確保するために協力してくれということで、私が先ほどEの捨て場を紹介した。それと、東金の捨て場を紹介した、そういう関係です。だから、今も八街で捨て場を見つけて協力しています。」（山本氏が残土搬入業者の顧問を務めるに至った経緯の件について）
- ・「終わった後に分かりました。」（山本氏がDが次期ごみ処理施設等用地に残土を搬入していたことを把握した時期の件について）
- ・「指示をしたこともありません。」（山本氏がDに対し次期ごみ処理施設等用地への残土の搬入を指示していたか問われた件について）
- ・「月20万です。」（山本氏の残土搬入業者Dから受け取る顧問料の件について）
- ・「それDの一員とすれば、関わっていなかったということにはならないと思います。」、「私は、顧問している以上は、関わりがないということではないですから、関わりがあったということは私は認識が薄かったのではないかと思います。」（Dによる次期ごみ処理施設等用地への残土搬入に関して、山本氏が直接ではなくとも関わりがあったのではないかと認識されてもおかしくないと問われた件について）
- ・「流れを知っていても、誰も聞かれるということもないし、話す必要もないから、そういうことです。」（事の流れを把握していても、黙っていないことはならなかった理由があったか問われた件について）
- ・「大谷さんのところで入れたということでは、契約書に市との大谷事務所との契約書があるから、当然大谷さんのところで入れたということになるのではないですか。その後の誰が入れたか、建設機構が入れたのかBが入れたのか、Dが入れたのか分かりませんが、それは最初の扉は大谷総合設計事務所ですか、そこですので、そこが入れたのでしょうかという話のあれで、一般的にはそういう話ではないですか。」、「確かにそのとおりだと、島田さんがいなくなった後、大谷総合でその後、窓口は大谷総合ですから、大谷さんが窓口である限り、それはどこが入れようが建設機構が入れようが、それは私が把握するところでもないし、あくまでも大谷総合で入れていますという話でしょう。」、「だから、入れているということは私は見えていますから、入れているということは分かっています。」、「どのようにして確定したかとは、それは大谷さんに聞いたからです。」（大谷総合が残土搬入を行ったと断言した件について）
- ・「今言われればそのとおりだったのかなと思います。」（市議会議員である山本氏が議会の中で追及する義務があったのではないかと問われた件について）

c 小括

山本氏に対する、次期ごみ処理施設等用地への汚染及び過剰な残土埋立てに係る関与の疑惑について、山本氏が、その内容及び経緯、並びに関わりある人物及び事業者などを把握している人物であるという点においては、二人の証言は、概ね一致しており、事実であると判断する。

山本氏は、残土埋立て問題の事の流れを把握している人物であると告発されたことに関して、「分かっているといえば分かっている」と把握していたことを認め、大谷氏や当時の市職員に対し、「ちょっと問題だよ」などと指摘をしたと述べている。ただ、本件の問題を把握していたにもかかわらず、埋立てを請け負った事業者や特定の市職員に報告するにとどまり、「誰も聞かれるということもないし、話す必要もない」という考えから、それ以上、議会で追及するなど解決に向けて働きかけることはなかった。

また、山本氏が本件の埋立てに関与しているという点について、山本氏は、自身が顧問を務める残土搬入業者の一員としては「関わっていなかったということにはならないと思います」などと述べるものの、あくまで自身の直接的な関与を否定する立場をとっている。

なお、山本氏は、自身が顧問を務める残土搬入業者において、残土の搬入先との仲介役を担い、実際に交渉にもあたっていることが明らかになった。顧問料として月額 20 万円もの報酬を受けていることから、当該残土搬入業者においては、それ相応の役割を果たすことが期待されているものと推察される。この残土搬入業者における立場や、上記のとおり残土埋立て問題の事の流れを把握しながら解決に向けて効果的に働きかけなかったという事実が、本件の関与の疑惑を招いた一因となっているのではと推察される。

(4) まとめ（総括）及び意見

本委員会は、告発者である佐々木氏及び告発された山本氏を証人として喚問し、尋問した結果、上記のとおり証言を得た。

まず、(1)市議会議員と暴力団その他の反社会勢力との関係について、山本氏は、元指定暴力団住吉会の稲毛三代目である佐々木氏や、他の反社会勢力と交際関係があり、さらには、佐々木氏のもとで開催される賭けマージャンに参加したり、また、佐々木氏配下の暴力団組員と共に市内事業所の建設反対運動を行ったりしていたことが判明した。

次に、(2)市議会議員と市が提訴している事業者との関係について、山本氏は、当該事業者のうち、大谷総合の大谷氏と、建設機構の島田氏とは長年の付き合いがあり、佐々木氏の襲名披露宴にも共に出席していたことが判明した。また、両者が山本氏に対して事業への協力を依頼していることなどを鑑みると、山本氏と両者との間に一定程度の特別な信頼関係があったことがうかがわれる。

そして、(3)市議会議員の次期ごみ処理施設等用地の汚染及び過剰残土埋立てへの関与について、山本氏は、本件の内容及び経緯、並びに関わりある人物及び事業者などを把握していることが判明し、また、上記(2)のとおり大谷総合及び建設機構との特別な信頼関係があるだけでなく、本件の残土搬入業者のうちの一社の顧問を務めていることが確

認できた。

調査を通じて判明した事実のうち、山本氏が反社会勢力と交際があったことについて、本来であれば、市民から負託を受けた市議会議員として、さらには、四街道市暴力団排除条例を制定した際の議長として、反社会勢力の排除を推進していかなければならない立場であるにもかかわらず、反社会勢力と平成 29 年まで交際し、結果として反社会勢力の温存に寄与する立場をとり続けた。

委員長から「山本証人がやったことは、そういった組織を温存させることです。その自覚と責任を強く認識していただきたいと思います。いかがお考えでしょうか」と問われたことに対し、「認識しろといえれば認識しますが、私としてもこれといって私がどう責任をとればいいのかというのは分かりませんので」と述べるなど、本委員会としては、山本氏から、反社会勢力との交際に関して反省や自責の念を持ち、説明責任を果たそうとする意思を見受けることができなかった。

山本氏と市が提訴している事業者との関係や、その事業者との関係を通じた次期ごみ処理施設等用地への汚染及び過剰残土埋立て問題への関与については、山本氏と大谷総合及び建設機構との長年にわたる交際があるだけでなく、建設機構の得意先である残土搬入業者の顧問を山本氏が務めていることなどが、佐々木氏の告発する疑惑の端緒となっていることがうかがわれた。

さらには、次期ごみ処理施設等用地への汚染及び過剰残土埋立て問題に関して、事の流れを把握していたにもかかわらず、議会において何ら追及せず、積極的に事態を公にしようとする点もなかった点を踏まえると、山本氏自身が何らかのかたちで関与しているがために問題を明らかにしようとしなかったとの疑いの眼差しを向けられてもやむを得ない部分があったのではないかと思料する。いずれにしても、山本氏が関与していたか否かにかかわらず、事態を把握していながらも解決に向けて行動を起こさなかった山本氏の姿勢には、市議会議員としての責務を果たそうという意思があるのか疑念を抱かざるを得ないところである。

市民からの告発を受けて本年 3 月に「市民からの四街道市議会議員に対する告発内容に関する調査特別委員会」が設置されて以降、山本氏は本委員会に証人として出頭し、尋問に応じてはいるものの、自ら市民に向けて説明責任を果たす機会を設けるようなことはなかった。10 月 30 日の証人尋問においても、委員から「この事実が四街道市民の人が知られているときに、市議会議員選挙があったら結果はどうなっていたか分からないと思います。ですから、一度ここで先ほども言いましたけれども、一回記者会見を開いて、市民の方に説明責任をするべきだと思いますが、いかがですか。」と促されたにもかかわらず、未だそれも実現されていない状況である。

四街道市議会議員は、市議会議員の活動原則について規定した四街道市議会基本条例第 5 条第 5 号に基づき、「市民の信頼を得るよう、常に高い倫理観を持ち、品位の保持及び向上に努めること」が求められている。反社会勢力との交際や、次期ごみ処理施設等用地への汚染及び過剰残土埋立て問題への関与疑惑に関し、一向に説明責任を果たそうとしない山本氏は、この活動原則と大きくかけ離れたものと言える。

四街道市議会としては、このままでは「市民に信頼される議会運営」の実現の妨げにもなりかねないため、市民を代表する唯一の議事機関であることを踏まえつつ、議会の活動原則に則して、市民からの信頼回復のための強い姿勢が求められる。

9 証言拒否等

なし

10 告発

なし

11 調査経費

(1) 調査経費

- ① 令和元年度分 30万円（令和2年3月30日議決）
- ② 令和2年度分 60万円（令和2年6月24日議決）

(2) 決算見込額

- ① 令和元年度分 0円
- ② 令和2年度分 234,302円

(内訳)

節	決算見込額（円）	使 途
旅 費(費用弁償@1,500円)	4,500	佐々木氏（7月8日） 山本氏（8月18日） 山本氏（10月30日）
役務費(通信運搬費@488円)	1,464	通知発送（簡易書留） 返信切手代
委託料	192,390 35,948	会議録反訳 検索システムデータ作成
合 計	234,302	